「平成24年 第1回 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」議事概要

開催日時:平成24年7月31日(火) 14:00~16:10

開催場所:農林水産省三番町共用会議所内 大会議室

【議事次第】

- 1. 開会
- 2. 植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) 策定手続の見直し
- 3. 2回目の各国協議に諮られている ISPM 案に対する情報提供
- 4. ISPM 各国協議案の概要及び論点説明
- 5. 閉会

【議事概要】

植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) 策定手続の見直し

〈主な質疑応答〉

鬼武委員:基準委員会等 ISPM 策定のための組織において、日本はどのような 役割を担っているのか。

北原係長:基準委員会(SC)、ミバエに関する技術パネル(TPFF)及び森林検 疫に関する技術バネル(TPFQ)において、各1名ずつ、植物防疫所 職員が委員を務めている。

鈴木委員:新たな策定手続きへの移行にはどの程度の時間がかかるのか。 また、例えば、ステップ2に進んでいる案件も、企画書案を提案国 が作成することになるのか。

坂田課長補佐:新たな策定手続きにすぐ移行することは難しいとされ、数年 かけて段階的に移行することとなっている。また、既に進んで いる案件については、提案国が企画書案を作成することはない。

山浦委員:今後採択予定の ISPM が約 100 本あるとのことだが、今の採択ペースでは非常に時間がかかるのでは。

北原係長:今後採択予定の ISPM のうち、約70 本は同定診断プロトコル及び 検疫処理に関する ISPM である。同定診断プロトコルは今回の策定 手続き見直しにより実質的な採択権限がSC に委譲されたため、こ れまでよりも早く採択が進むものと思われる。

坂田課長補佐:トピックに優先度をつけることも検討されているが、トピック提案者にとっては、それぞれが重要と思うトピックを提案しているため、調整が難しい状況。

秋山委員:以前、SC の委員数が25名と多すぎて議論が進まないため、コア・ グループを作って検討を進めるという動きがあったが、現在も25 名でSC会合を行っているのか。

北原係長:FAO の各地域から1名ずつの代表で構成される7名から構成される SC7が作られている。25名から構成されるSC25では具体的な方向 性を決定し、SC7では細かい修正案の検討などを行っている。

鬼武委員:植物検疫に関するリスク評価は、日本の場合どこが行っているの か。

坂田課長補佐:横浜植物防疫所の調査研究部にあるリスク評価担当で行っている。現在、つくばの独立行政法人の研究所と共同で、ISPM に基づいたより一般化したリスク評価の手順書を作成しており、完成後はより裾野を広げて病害虫リスク分析(PRA)作業を行うことができると考えている。

鬼武委員:多くの国民にとって、IPPC はあまり知られていない。農林水産省のホームページ等でこの分野のリスク評価について情報公開をしてもらえば、国民の関心が高くなるのではと考える。

坂田課長補佐:昨年、輸入植物検疫制度の大幅な見直しを行った際のリスクコミュニケーションで、PRA 結果を公表すべきとの結論を得た。これを踏まえ、ホームページ上で一般の方に向けて分かりやすく要約した PRA 結果を公表するなど、情報提供に努めている。現在作成中の PRA 手順書についても、完成後は学術論文での発表も含めて情報公開していく予定である。

昨年各国協議に諮られた ISPM 案に対する報告

〈主な質疑応答〉

秋山委員:木材こん包材の臭化メチルくん蒸について、過去に日本から「CT 値の計算方法を ISPM に掲載すべき」とのコメントを提出しているが、その後の状況は。

北原係長: CT 値の計算方法については、ISPM の補足的な文書である「Explanatory document」に掲載される予定である。現在2回目の各国協議に諮られている ISPM No.15 の付属書1改正案が採択された後に、当該文書が作成されるものと思われる。

ISPM 各国協議案の概要及び論点説明

〈主な質疑応答〉

(1) 電子植物検疫証明 (ISPM No. 12 の付録 1)

山浦委員:紙による植物検疫証明の場合は、貨物に植物検疫証明書が付随して貿易されているが、電子植物検疫証明の場合、貨物の植物検疫証明に対する信頼性の確保は十分なのか。

- 高原次席:本案では輸出国の植物防疫機関が輸出者に植物検疫証明書番号を 通知し、さらに輸出者が輸入者に通知する旨が記載されている。日本の動物検疫所ではすでにこの方法が導入されている。
- 米倉委員:電子植物検疫証明の場合、輸入者の欄に「to order」と記載することができないとあるが、実際の貿易では、途中で輸入者が変更になる場合がある。証明書発給後に輸出者を変更したい場合はどのような扱いになるのか。
- 高原次席:現在の ISPM 案では細かいビジネスルールが示されていないが、今後示されるとのことである。その内容が明らかになれば対応を検討することができる。
- 米倉委員:例えば、輸入者を変更する場合は輸出国で証明書の再発行を可能 とするなど、拘束されないようにしてほしい。
- 坂田課長補佐:コメントとしての提出を検討したい。
- 秋山委員:信頼性確保のため、植物検疫証明書番号のみならず貨物の関連情報も合わせて輸出者及び輸入国の植物防疫機関に連絡することができるよう、コメントを検討してほしい。
- 坂田課長補佐:信頼性確保の問題について、諸外国の先行事例も踏まえ、コメントとしての提出を検討したい。

(2) ミバエ(ミバエ科)の寄生に対する果物及び野菜の寄主ステータスの決定

- 宮ノ下委員:試験において、生殖能力のある成虫がどの程度産出することが 確認された場合、寄生と判断するのか。
- 坂田課長補佐:本案では供試虫数等の具体的な要件までは記載されていない ため、本案に従った試験結果から当該果実を寄主とみなすべきかど うかについて、国によって見解がわかれる可能性は否定できない。
- 米倉委員:試験はミバエ発生国で実施せざるを得ないが、非寄主であること についてミバエの侵入を警戒する国が納得するようなデータを得 るのは難しいのではないか。
- 坂田課長補佐:宮ノ下委員からのご意見と同様、試験結果に対する見解が国によって異なる場合の対応について、ISPM に盛り込むべきかどうか検討し、コメントとしての提出を検討したい。
- 山浦委員:天敵の存在などが影響することが考えられるため、寄主ステータ スの決定には自然条件下での試験データが重要ではないか。
- 鶴田統括:寄主ステータスの決定には天敵を含めて多くの要因に影響を受けるが、自然条件下での野外調査等の情報が不十分な場合、試験を実

施しなければ判断できない。そのため、自然に近い条件である半自 然条件下が提案されている。

(3) 有害動植物無発生地域における突発的発生時のミバエ検疫地域の設定 (ISPM No. 26 の付属書)

宮ノ下委員:検疫地域の半径は、どのように決定するのか。

加土井次席:日本では、ミバエ無発生地域を認定する際、対象とするミバエ が発生した際の検疫地域の半径について二国間協議で事前に合意 している。

坂田課長補佐:日本では、横浜植物防疫所の調査研究部で病害虫の飛翔距離 等のデータを集めている。これらや学術論文等のデータを元に二国 間で検疫地域の半径を決定している。

米倉委員:ミバエ無発生地域での突発的発生の事例はあるか。

加土井次席:豪州産カンキツ類の輸入に関して、我が国は、豪州側との二国間協議でチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエの無発生地域を認定しているが、過去にクインスランドミバエが発見された事例がある。

古茶委員:病害虫無発生地域で突発的発生があった場合、輸入国でも措置を 厳しくするのが一般的だが、本案では輸入国の行動について触れら れていないため、検討が必要。

坂田課長補佐:本案の作成過程における議論の経緯を踏まえた上で、コメントとしての提出を検討したい。

米倉委員:ミバエ無発生地域からの貨物に対する輸入検査でミバエを発見した例はあるか。

加土井次席:日本の輸入検疫現場での発見例はない。突発的発生があった場合は、輸出国から輸入国へすぐに通知することとなっており、今までのところ迅速に情報提供されている。

秋山委員:突発的発生(outbreak)の定義はあるか。

坂田課長補佐:定義について他の ISPM を含め確認したい。

(4) カンキツ黒星病の診断プロトコル (ISPM No. 27 の付属書)

米倉委員:本案で示されている診断手法のうち、最も迅速、簡便及び確実な 方法はどれか。

上田主任: どの手法においても一定の技術及び知識を持つ者であれば、診断 できるものである。スピード面では遺伝子診断が最も早い。 坂田課長補佐: IPPC 加盟国には先進国から発展途上国まで多様な国が存在するため、本案では幅広い診断オプションが提供されている。

鬼武委員:本案は GLP(Good Laboratory Practice)といった信頼性の担保されたラボテストを前提としているのか。

上田主任: GLP とは記載されていないが、信頼性については ISPM No. 26 本体 に記載されている。

(5) Tilletia indica Mitra の診断プロトコル (ISPM No. 27 の付属書)なし。

その他

鬼武委員: IPPC のホームページで、穀類の国際移動に関する ISPM へのコメント募集 (7月31日締切) に関する情報が掲載されていたが、日本からはコメント提出しているのか。

坂田課長補佐:今回は企画書に対するコメント募集であり、植物防疫組織で 検討しコメントを提出する予定である。本案については、今後 ISPM 原案が作成された際に委員にお諮りしたい。

まとめ

坂田課長補佐:今回の議論を基に植物検疫組織でコメント案を作成する。次回は10月4日(木)開催(P)。当該コメント案に基づき議論を行い、10月20日(土)の締切までにIPPC事務局にコメントを提出する。